

京丹後市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成18年度に実施した監査の結果を、次のとおり公表します。

平成19年3月5日

京丹後市監査委員 小松 通男

京丹後市監査委員 松本 信之

1 監査の種類 定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

2 監査の期間 平成18年11月13日から平成19年2月22日まで

3 監査の方法等

各種事務事業の現状及び財務に関する事務の執行について、全課より関係書類等の提出を求め、例月出納検査の状況も参考としながら、各部より課を選定し、書面審査及びヒアリングにより監査を行った。

4 監査対象部課等

企画政策部	企画推進課
総務部	税務課
生活環境部	環境推進課
保健福祉部	生活福祉課
農林水産部	農村振興課
商工観光部	観光振興課
建設部	都市計画・建築住宅課
上下水道部	水道課
教育委員会	社会教育課

5 監査における重点事項

- (1) 予算の執行は適正に行われているか。
- (2) 支出事務は適正に行われているか。
- (3) 契約事務は適正に行われているか。

- (4) 補助金交付事務の取扱は適正に行われているか。
- (5) 事業目的に即した十分な事業効果が得られているか。
- (6) 財産管理は適正に行われているか。
- (7) 滞納整理は適正に行われているか。

6 監査の結果

財務に関する事務の執行については、一部に改善を必要とする事例が見られたが、全般的におおむね適正に行われていると認められた。

なお、財政運営にあたっては、限られた財源の中で、効率的な執行を図るためにも、費用対効果を常に意識し、財政の健全化を基調に、京丹後市行財政改革推進計画（集中改革プラン）の実現に向けて、全職員の意識の共有化が求められている。

職員一人ひとりが「経営感覚」と「市民目線」に敏感な視点を持ち、市民サービスを低下させることなく最小の経費で最大の効果を上げることが基本に、効率的な財政運営と地域協働の積極的な推進により、市民福祉の向上と地域社会の発展による魅力あるまちづくりに向けて、さらなる努力を傾注されるよう望むものである。

指摘・要望事項

〔I〕総括的事項

1 事務事業の執行について

各種事務事業の執行にあたっては、説明責任が問われる中、公平性・透明性の徹底といっそうの経済性・効率性・有効性の確保に、引き続き努力されたい。

2 支出事務について

支出事務については、絶対的な正確性が求められるため、関係規則に則した取扱いとなっているかどうかの点検と併せ、伝票等の確認の徹底を図り、適切な事務処理に努められたい。

- ① 伝票の決裁にあたり、不備な伝票が多数発生しており、会計課からの却下連絡や原課での再起票等、非効率な事務処理の原因となっている。事務処理の適正化を図るために作成された「財務運用マニュアル」のいっそうの周知徹底が必要と思われる。

また、二重払いも発生しているが、業者からの報告によるものもあり、行政に対する信頼を失墜することになるので、伝票起票時の確認の徹底に努められたい。

- ② 支出命令書に添付する書類については、会計規則第 51 条において、支出金額の計算の基礎を明らかにした請求書の添付を義務付けているが、「一式」等、支出金額に計算基礎の不明なものが散見されるので、適切な事務処理に努められたい。

- ③ 支出負担行為は予算措置や契約確認等、事業の適正執行を図るための重要な手続きであり、会計規則第 43 条において支出負担行為の手続きが、また、同規則第 45 条では支出負担行為の時期・範囲・添付書類等を明示しているが、契約時における支出負担行為に遺漏が多いので注意されたい。

特に、委託料・補助金や工事請負等で事業完了後の支出負担行為が多数見受けられるので、適切な事務執行に努められたい。

3 契約事務について

随意契約は、競争入札の例外として、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項及び

京丹後市契約規則第 41 条で契約範囲を明示しているが、該当条項と理由が明確でないものが見受けられる。また、公正かつ経済性の観点からも、複数の業者から見積書を徴することが原則であり、特に一者による随意契約の場合は見積業者の選定理由を明確にする必要がある。

4 補助金について

補助金交付事務にあたっては、事業内容と交付の必要性及び効果を十分検証するとともに、交付額根拠の明確性と公平性の確保に引き続き努力されたい。

5 滞納金について

税金・料金等の滞納金は、増加傾向を示しており、市の極めて厳しい財政環境の下、住民負担・利用者負担の公正・公平の基礎を揺るがす深刻な状況と言える。

時効による多大な不納欠損処理も発生しており、現状の対応・取り組みでは滞納金削減の展望が見出せない状況と言わざるを得ない。

公正・公平の徹底と自主財源の確保を図るためにも、徴収体制のあり方について抜本的な対策が必要であり、外部任用も視野に入れた専門性を持ち独立した徴収組織の確立等による体制強化の早期実現を望むものである。

6 施設の指定管理について

指定管理については、本年度 4 月からは主に集会施設を、また、9 月からは観光施設等を中心に民間事業者も含めた指定管理に移行したところであるが、施設の管理運営の効率化やサービスの向上を図る為にも、市の適切な対応と監督を望むものである。

また、修繕費の費用負担は、流動的な部分が多く、今後、より現実的なルール化が必要と思われる。

さらに、施設利用に起因した事故による責任所在に問題が生じることのないよう配慮されたい。

7 財産管理について

事業の正確かつ適正な執行の観点からも、財産管理台帳の整備等、財産に係るいつそうの適切な管理・掌握が必要と思われるものが見受けられた。

[Ⅱ] 個別事項

【企画推進課】

補助金交付申請にもとづき、交付決定通知（10 団体）がされ、既に事業が完了しているにもかかわらず、支出負担行為がされていないものがある（3 団体）。適切な事務執行に努められたい。（まちづくり推進活動支援補助金）

【税務課】

- ① 一者見積もりによる随意契約（20,790 千円）において、経済性の観点からも、各作業単価や直接費に対する間接費割合等、見積額の水準について、可能な把握に努めることが必要と思われる。（固定資産評価更新業務委託）
- ② 公平性の徹底や自主財源の確保の観点からも、徴収強化を図るとともに滞納（前年度末 754,157 千円）及び不納欠損の縮小にいつそうの努力を傾注されたい。
- ③ 延滞金の取り扱いについては、条例の規定と乖離しており整合性を図られたい。

【生活福祉課】

くらしの資金貸付金について、平成 17 年度以前の滞納金は 6,426 千円（平成 18 年 12 月現在）であるが、時効等による不納欠損（前年度 7,461 千円）の回避に向けて引き続き努力されたい。

【観光振興課】

観光協会補助金（6 観光協会、総額 27,133 千円）については、旧町からの交付額を基本に交付しているが、新市発足後も交付基準がないため、多様な交付内容となっている。また、一昨年に丹後観光協会連絡協議会（補助金額 9,000 千円）が設立されており、新市における一体的な観光振興を図る観点からも、交付基準等の調整に努められたい。

【都市計画・建築住宅課】

- ① 市営住宅家賃の滞納については、昨年 12 月中旬より本年 3 月末の間、独自の特別徴収期間を設定して徴収に努力されており、相当の成果を得ているところである。

長期滞納者や高額滞納者等に対し、引き続き、市営住宅条例に則した義務履行の徹底を促し、公正・公平性の確保に努力を期待するものである。

- ② 八丁浜シーサイドパーク整備工事については、平成元年度から平成20年度までの継続事業(全体計画額は23億8,800万円を予定)として実施しているところである。

現在、多目的広場の整備を進めており、スポーツや憩いの場等として利用される予定であるが、施工区域は海浜に隣接していることから、風雨等に配慮しながら、利便性に優れ利用度の高い施設となることを期待するものである。

併せて、今後の施設管理にあたっては、適切な運営体制と維持管理が図られることを望むものである。

【社会教育課】

文化協会補助金(6文化協会、総額4,410千円)については、旧町からの交付額を基本に交付しているが、新市発足後も交付基準がないため、多様な交付内容となっている。新市における一体的な文化振興を図る観点からも、交付基準等の調整に努められたい。

また、文化事業の多くが終了しているにもかかわらず、補助金交付申請や支出負担行為のない文化協会が見受けられた。適切な指導と適正な事務執行に努められたい。

【水道課】(簡易水道事業)

① 施設の配置、保有状況等を明示した財産管理台帳がないため、職員の経験と勘に依存した業務態様となっている。旧町からの状態ではあるが、財産の適正管理が必要である。

② 多大な金額の滞納金(過年度分43,276千円)が発生しているが、現状の対応では滞納金削減には限界を感じる。滞納状況の把握も不十分であり、水道使用者の倫理意識等に依存している状況と言わざるを得ない。滞納額も高額化・常態化の傾向にあり、使用者負担の公平の徹底からも、抜本的かつ積極的な対応を図る必要がある。

また、平成5年度以降の古い累積した滞納があり、滞納者の状況把握に努めるとともに、速やかな対応を望むものである。